

◆2017 年度活動報告

(1) 法令の改善等に向けた取り組み

すべての学校におけるインクルーシブ教育の実現にむけ、法令の改正や運用の改善を図るよう取り組みを進めた。

権利委員会においては、第4次基本計画の教育分野について、意見提起を行った。

文部科学省（以下、文科省）に対しては、高等教育局関連において2016年度末に「障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）」の「第二次まとめ」が発表され、その結果に基づき、2017年度末には、大学等における「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」が制定され、学内介助や通学支援が一定保障されるようになった。

また初等中等教育局関連では、権利条約の国家報告書の内容について、文科省との交渉・協議等は行えておらず、引き続き課題として残されている。

(2) 国際関連の取り組み

権利条約第24条「インクルーシブ教育に関する権利」に関する一般的意見4号が、2016年9月に発表されたが、2017年度についても、全国集会分科会等、DPI 教育部会が関係する学習会の中で繰り返し取りあげた。戦略的な利用方法の追求も含め、一般的意見についての取り組みは継続して行っている。

(3) 地域での取り組みと関係団体との連携

DPIも取り組みを進めてきた「障害のある子どもの親の学校つきそいの強制をなくそう！全国キャンペーン」関連では、5月11日に参議院議員会館で「障害のある子どもの合理的配慮を考える集い」を、他の障害者団体を含む実行委員会形式で開催した。当日は文科省から付き添いの実態調査の報告、各地の実態、当事者の経験等の報告がなされ、また各党から多くの議員の参加があった。

2018年2月22日には、2017年度に引き続き、公教育計画学会と共催で「第2回インクルーシブ推進教育フォーラム」を戸山サンライズにて開催した。「『質の高いインクルーシブ教育』とは何か～障害者権利条約と一般的意見第4号から読み解く」というテーマで、大和大学の落合俊郎氏の基調講演、多様な障害種別の当事者が参加するシンポジウムという内容で行った。準備期間が短い中で、全国から多数の参加があり、関心の高さが伺えた。

また2月22～23日には、これも2017年度に引き続き、若手障害者を中心にインクルーシブ教育の在り方について、当事者の経験等を共有しつつ今後の運動に活かすことを目的とした合宿を、戸山サンライズで行った。全国から6名の若手障害者と、2017年度の参加者を合わせ10名の参加者で、運動の歴史の認識共有、意見交換等を行った。

◆2018 年度活動方針

障害のある子どももいない子どもも地域の幼稚園・保育園、小・中学校の通常学級、高校で共に学び育つインクルーシブ教育の仕組みを作り、実践を推し進めるための活動を行う。引き続き、地域の学校を原則とする就学先決定の制度づくり、教育の場における差別解消法上の不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の獲得の推進、障害に基づくハラスメントの防止といった課題に対する、政府や国政レベルでの活動とともに、地域の活動についても積極的に支援を行う。またインクルーシブな避難所の設置など災害時にすべての人が居住する地域で避難することができる体制づくりのためにも、すべての学校のバリアフリー化を推進する。

(1) 法令の改善等に向けた取り組み

日本の障害児教育の方向性とそれに基づく制度は、権利条約の謳うインクルーシブ教育とは大きく乖離している。私たちはこの現実に対して強い危機感を持ちつつ取り組みを進めていく。文部科学省（以下、文科省）関連においては、初等中等教育局関連について、第 24 条に関する国家報告書について精査し、各国に対する権利委員会からの総括所見を参考にしつつ、結果として分離別学を促進している特別支援教育の問題点をまとめていく。そして DPI 障害者政策討論集会（以下、政策論）やその他のイベントなどを通して文科省に対して権利条約に即したインクルーシブ教育の推進を働きかけていく。

2018 年 4 月より「学習指導要領等の改正」が行われた。普通学級にいる障害児童・生徒についての言及がされているが、取り出しによる分離が進まないよう、しっかりと声を挙げていく。また 2018 年度より小学校において道徳が特別教科化されたが、その点への問題意識を持ちつつ、教材の中で障害者が「医学モデル」の視点のもと扱われていることが多いことを踏まえ、他団体と連携しながら実態把握と是正等に向けた取り組みを進めていきたい。

高等教育局関連では「大学修学支援事業」が実施されたが、地域生活部会と連携し、各地の運用状況把握や制度改善の検討を行う。さらに、パラリンピックを見据えて「特別支援教育の生涯学習化」という方針も打ち出されているが、これについても関係団体と連携しながら注視していく。

また 2018 年度も引き続き、政策委員会をはじめとする各種委員会等において、教育分野の内容が検討される場合は、インクルーシブ教育が実現されるよう意見提起等を行う。

(2) 国際関連の取り組み

権利条約第 24 条が求めるインクルーシブ教育について、一般的意見第 4 号について、DPI 日本会議全国集会（以下、全国集会）など様々な機会をとらえその内容を周知し、国内法制度や実態との整合性について研究を行うとともに、パラレルレポート提出に向けて、内容等の検討を進める。

高等教育については、無償化の取り組みを継続的に行う。

(3) 地域での取り組みと関係団体との連携

差別解消法施行後の就学先の決定や合理的配慮の提供の実態を、東京インクルーシブ教育プロジェクトや教育合宿参加者の団体、および関係団体などと協力しながら把握し、法制度を変革する取り組みに結びつける。教職員への障害者の採用・人事配置については、「障害のある教職員ネットワーク」と引き続き連携をとりながら運動を展開していく。

また2015年度より引き続き「公立学校における職員対応要領整備状況調査」を実施して、各地の公立学校等での合理的配慮の実施状況を注視していく。

2016年度から開始した「インクルーシブ推進教育フォーラム」を、今年度も他団体と協力しつつ開催し取り組みとしての定着を図る。また今年度は「インクルーシブまると実現プロジェクト」の企画と連携を図り、学齢期の教育場面だけでなく放課後・就学前を含めた生活全体の課題について、取りあげていきたい。

学校への保護者等の付き添いをなくしていくための取り組みは、2018年度も公教育計画学会・組合とも連携し、地域の学校で学ぶ医療的ケアが必要な児童・生徒への看護師配置の予算拡充への働きかけや、さらには普通学級における合理的配慮提供の充実化を図っていく。

また若手障害者がインクルーシブ教育への理解を深め、運動の主体となるための取り組みとして、今年度も教育合宿を行う。これについては今までの参加者が教育課題に継続的な関わりを持ち、深められるようなものにもなるよう、内容を検討する。